

平成 16 年 3 月 16 日

腸管癒着症について（案）

第 1 検討項目に加える必要性の有無

1 前回の議論

腸管癒着は、開腹手術に必発であり、また、間欠的に通過障害が生じるものである。

また、通過障害の程度が著しいものは、閉塞であるが、その場合には手術が適応となることから、引き続き検討項目に加えるか否か検討することが必要である。

2 検討の必要性

認定基準は、基本的には類型的に捉えられるものの原則的な扱いを定めたものであり、障害等級認定基準も同様である。

したがって、開腹手術に伴って必発するものであれば、障害として扱うことの当否も含めてその取扱いを明らかにしておく必要性は高いものと考えられ、検討項目に追加することが妥当であると考ええる。

第 2 腸管癒着症を残した場合の障害の評価

1 現行の認定基準

具体的な認定基準は定められておらず、胸部臓器の障害と同様の基準により障害の労働能力に及ぼす支障の程度を総合的に判定することとしている。

2 検討の視点

業務上の傷病により腹部臓器に重篤な症状を呈したときには、手術の適応となり開腹手術をすることが少なくない。この場合、手術を行った傷病自体は治ゆしても、その後腸管癒着を生じ、腹痛等の症状を訴えることが多く、こうした場合の取扱いを決定しておく必要性は高いものと考えられる。

なお、腸管癒着症が認められる場合においても、常時同様の症状が生じるわけではなく間欠的に症状が生じるものであり、重篤な症状を呈すると、積極的な治療を要することとなるから、どのような状態をもって治ゆとするのか、また、治ゆした場合において症状が出現する頻度に着目して障害を評価することが適当か等について検討する。

3 検討の内容

(1) 腸管癒着症の概念

腸管と腸管、腸管と腹壁の間に生じた癒着が原因となり、腸内容の通過障害が

起きた病態を指す。また、通過障害は、常態的に生じるというよりも、間欠的に生じることが多いとされている。

なお、腸管癒着症の原疾患として圧倒的多数を占めるのは開腹術であり、開腹術に本症は基本的に随伴するものと考えられる。

(2) 腸管癒着症による症状と治療